

砥部町一般廃棄物処理許可業者行政処分取扱要綱

平成27年11月27日

告示第155号

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき砥部町が行う行政処分に関し必要な事項を定めることにより、行政処分を公平かつ適正に行うこととする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 行政処分 次の各号のいずれかの処分を命ずることをいう。

ア 法第7条の3の規定に基づく事業の全部又は一部の停止の命令（以下「事業停止命令」という。）

イ 法第7条の4の規定に基づく許可の取消し（以下「許可の取消し」という。）

ウ 法第19条の3の規定に基づく改善命令（以下「改善命令」という。）

エ 法第19条の4の規定に基づく措置命令（以下「措置命令」という。）

(2) 許可業者 法第7条第1項又は第6項による許可を取得しているものをいう。

(3) 違反行為 法又は法に基づく処分に違反する行為をいう。

(4) 欠格条項 法第7条第5項第4号イからヌまでの規定をいう。

(行政処分を行う場合の原則)

第3条 行政処分は、行政指導を行うだけでは、法の目的を達成できないと認められる場合に行うものとする。

2 行政処分を行うに当たっては、営業の自由を十分に尊重し、何ら合理的な理由なく特定のものを差別的に取り扱い、又は不利益を及ぼすことのないようにするとともに、行政処分の内容は、違反行為等の態様等に比例したものとしなければならない。

(許可の取消しの基準)

第4条 町長は、許可業者が別表第1各項のいずれかに該当する場合は、許可の取消しを行うものとする。

(事業停止命令の基準)

第5条 町長は、許可業者が別表第2の左欄各項のいずれかに該当する場合は、同欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数を上限とする期間を定めて、事業停止命令を行うものとする。

2 事業停止命令は、当該違反業者に係る一般廃棄物処理業の事業の全部を停止させるものとする。ただし、事業の一部を停止させることにより法の目的を達成することができると認められるときは、この限りでない。

(行政処分の軽減の特例)

第6条 町長は、行政処分の決定に当たって、情状酌量すべき相当の事情その他町長が適當と認める特別の事由があるときは、第4条(別表第1第1項から第2項を除く。)及び第5条第1項の規定にかかわらず、行政処分の内容を軽減することができる。

2 前項の場合において、行政処分の内容を軽減する場合は、次のとおりとする。

(1) 別表第1第3項から第5項に掲げる違反行為等に対する行政処分の内容を軽減する場合は、別表第2第1項の右欄に掲げる日数を期間とする事業停止命令とする。

(2) 別表第2第3項に掲げる違反行為等に対する行政処分の内容を軽減する場合は、それぞれ該当する項の次の項の右欄に掲げる日数とする。

(公表)

第7条 町長は、決定した行政処分の内容、被処分者の氏名又は名称及びその原因となった違反行為等の概要を公表するものとする。

(履行の確認)

第8条 町長は、行政処分を行った場合は、法の規定に基づき関係事業所等に対して立入検査を行い、行政処分の履行状況を確認するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、行政処分の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1 欠格条項に該当するに至ったとき。
2 事業停止命令に違反したとき。
3 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 法第6条の2第6項又は第7項の規定に違反したとき。 (2) 法第7条第1項又は第6項の規定に違反したとき。 (3) 法第7条第14項の規定に違反したとき。 (4) 法第7条の2第1項の規定に違反したとき。 (5) 法第7条の3の規定に違反したとき。 (6) 法第7条の3第2号又は第3号に該当し、かつ、当該該当事項の改善 を図ることができないと認められるとき。 (7) 法第7条の4第1項第6号の規定に違反したとき。 (8) 法第7条の5の規定に違反したとき。 (9) 法第16条の規定に違反し、又は未遂に終わったとき。 (10) 法第16条の2の規定に違反し、又は未遂に終わったとき。 (11) 法第16条又は第16条の2の規定に違反した罪を犯す目的で廃棄物の収集 又は運搬をしたとき。 (12) 法第19条の3の規定による命令に違反したとき。 (13) 法第19条の4第1項の規定による命令に違反したとき。
4 事業停止命令を受けた日から2年を経過しない者が、第5条第1項の規定 による事業停止命令の対象となる違反行為をしたとき。
5 前各項に掲げる場合のほか、違反行為の内容が特に悪質と認められると き、又は生活環境の保全上重大な支障を生じる違反行為をしたとき。

別表第2（第5条関係）

1 別表第1第3項に該当する場合（第4条の規定にかかるず許可の取消しを行わなかった場合に限る。）	180日
2 法第7条の3第2号又は第3号に該当しているものの、当該該当事項の改善を図ることができると認められるとき。	必要な改善期間
3 次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 法第7条第15項又は第16項の規定に違反したとき。 (2) 法第7条の2第3項の規定に違反したとき。 (3) 法第7条の3第3号に該当したとき。 (4) 法第18条の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたとき。 (5) 法第19条第1項又は第2項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。	30日
4 前各項に掲げる違反行為以外の違反行為をしたとき。	10日